光本圭佑議員による 日本維新の会の政務活動費の 不可解な入出金等に係る 調査特別委員会

調查報告書

目 次

果	1 早		
1		市議会におけるこれまでの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2		査の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	調	査特別委員会の設置(令和6年 10 月8日本会議で可決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1)	設置	
	(2)	調査権限	
	(3)	委員会の構成	
4	調	査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1)	調査事項	
	(2)	調査方法	
	(3)	委員会の開催状況	
5	調	査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(1)	K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約(203万8,265円)について	
	ア	アニ証言及び聴取の概要等	
	1	イ まとめ	
	(2)	会派内個人使用分の政務活動費の出金(250万円)について	
	フ	アニ証言及び聴取の概要等	
	1	イ まとめ	
6	総	括 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38
第	32章		
1	本	市議会等におけるこれまでの対応経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2	地	方自治法(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
3	百	条委員会設置に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
4	本	委員会の運営方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	(1)	令和 6 年 10 月 17 日 本委員会確認資料	50
	(2)	令和 6 年 11 月 13 日 本委員会確認資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	62
5	地	方自治法第 100 条第1項の規定に基づき行った証人尋問の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
6	地	方自治法第 100 条第1項の規定により提出を求めた記録(資料)の提出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
7		員派遣に係る調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	調	査経費 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96
9	参	考資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	98
	(1)	令和 6 年 11 月 13 日 証人尋問議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	(2)	令和7年 2月19日 証人尋問議事録1	56
	(3)	光本圭佑氏が日本維新の会職員に渡した会派広報紙印刷及びポスティングに関するメモ・・・・・ 1	70
	(4)	令和4年6月14日 会派代表者会資料(日本維新の会尼崎市議団の報告書)1	72
	(5)	令和 4 年 6 月 14 日 会派代表者会議事録······1	82
	(6)	令和5年1月16日 政務活動費の制度検証等特別委員会(第5回)議事録・・・・・・・・・・2	06
	(7)	令和5年6月7日 尼崎市議会議員政治倫理審査会(第2回)議事録2	
	(8)	令和5年7月27日 尼崎市議会議員政治倫理審査会(第3回)議事録2	
	(9)	光本圭佑議員に対する辞職勧告決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第1章

1 本市議会におけるこれまでの対応

令和4年6月、令和3年度から4年度に日本維新の会に交付された政務活動費において、元日本維新の会所属 光本圭佑議員による複数にわたる不可解な入出金や、有印私文書偽造及び変造の疑いが発覚した。このため、即座に会派代表者会を開会し、同議員に対し事情等を問いただしたが、十分な説明がなされず、真相究明にはほど遠い状況であった。同議員のこうした態度を踏まえ、令和4年8月に議会事務局長が兵庫県警察本部に有印私文書偽造及び変造などの疑いで同議員を刑事告発し、令和5年12月に神戸地方検察庁は同議員を有印私文書偽造及び変造に加え、業務上横領の罪で在宅起訴した。

その間、本市議会は当該事件の発生を重く受け止め、市民からの信頼を回復すべく、今後二度と同様の事象が起こらないよう政務活動費に係る各種規定の検証、必要に応じた見直し等に関することを協議するため、令和4年6月に「政務活動費の制度検証等特別委員会」を設置し、令和6年5月まで計13回にわたり、原因の分析、制度上の課題・問題点の洗い出しなど検討を重ね、制度の見直しを行った。

また、令和5年3月には市民からの調査請求を受け、議長において尼崎市議会議員政治倫理審査会 (学識経験者や弁護士等の外部委員で構成)を設置し、同年11月に本審査会から本市議会において、光 本圭佑議員に対し、議員辞職勧告決議をするのが妥当との審査結果報告がなされた。

本市議会においても、光本圭佑議員に対し、令和4年6月、令和5年6月・11月の3度にわたり全 会一致で辞職勧告決議を可決した。

2 調査の趣旨

令和5年12月に在宅起訴された際、新聞報道等によると起訴された事件の横領金額は総額約200万円とされ、不可解な入出金のすべての事案が起訴されたわけではないことが判明した。このため、本市議会議長は起訴されていない事案について、その真相究明を行うべく地方自治法第100条の規定に基づく調査を行う方針を表明した。ただし、起訴された事件の確定には第1回公判での起訴状朗読を待つ必要があったため、その後に百条委員会を設置して調査をする予定としていた。しかし、令和6年9月時点においても第1回公判は開かれず、そのまま第1回公判を待っていると、現議員の任期満了(令和7年6月26日)までに調査を終了することが困難になってきた。

そのため新聞報道等により明らかにされた、起訴された事件の横領金額の総額及び事件発生の時期を 考慮し、司法権の独立を侵害しない範囲において、起訴されていないと推測される以下の2つの事件に ついて、地方自治法第100条の規定に基づき特別委員会を設置して調査を行うこととした。

- 事件1 光本圭佑議員は、令和3年11月2日、日本維新の会職員(以下、「会派職員」という。)に政務活動費から現金で会派広報紙の印刷代として127万2,500円、ポスティング代として76万5,765円、合計203万8,265円を引き出させ受領した。同議員の説明によると、一旦、K社に発注し代金の支払をしたが、その後、会派職員が安価な印刷業者を見つけたためK社との契約をキャンセルしたとのことである。令和4年3月31日、同議員はK社から返金を受けたとして、現金203万8,265円を会派職員を介し、政務活動費の口座へ返金した。しかし、事件が発覚する令和4年6月までの約7か月もの間、他の会派所属議員及び会派職員は誰一人K社との取引を知らなかった。結果的に、令和3年11月2日から令和4年3月31日までの間、政務活動費の口座に203万8,265円がなく、K社との取引を証明する書類は令和4年5月に議会事務局が光本圭佑議員に提出を求めた令和3年10月25日付けのK社作成の見積書のみであった。
- 事件2 光本圭佑議員は、令和4年4月20日、別管理をするとして、他の会派所属議員に無断で会派職員に政務活動費から会派所属議員10人分の個人使用の政務活動費として現金250万円を引き出させ受領した。この出金が不可解であったため、議会事務局が同年5月に、また会派所属

議員が同年6月3日にそれぞれ同議員に対し250万円を入金したWEB通帳の写しの提出を求めたところ提出されたが、つじつまが合っておらず、偽造の疑いが濃いものであった。またその後同年6月6日に会派所属議員が同議員に対し250万円を戻すよう求めたところ、同日安浪順一議員が250万円を立替えて返金した。同議員及び安浪順一議員の説明によると同議員は安浪順一議員に同日250万円を返金したとのことである。

3 調査特別委員会の設置

(1) 設置

地方自治法第100条及び尼崎市議会委員会条例第5条の規定により、委員8人からなる「光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会」の設置を令和6年10月8日の本会議において全会一致で可決

(2) 調査権限

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を委任

(3) 委員会の構成

		-						
委	į	1	長	前	迫	直	美	(公明党)
副	委	員	長	都	築	徳	昭	(市民グリーンクラブ)
副	委	員	長	丸	岡	鉄	也	(蒼風会)
				眞	田	泰	秀	(公明党)
				中	尾	健	_	(公明党)
委			員	Ш	﨑	敏	美	(日本共産党議員団)
				佐	野	剛	志	(青雲の会)
				田	中	淳	司	(みどりの未来)

4 調査の概要

(1) 調査事項

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に関すること

(2) 調查方法

今回対象とした2つの調査事件については、日本維新の会が内部で調査を行い政務活動費の制度 検証等特別委員会に提出した下記の内容を基に、光本圭佑氏をはじめ本事件の発生当時に同氏と同 じ会派「日本維新の会」に所属していた議員に対する証人尋問、委員派遣による関係者への聴取、 記録(資料)の提出要求等を行うことによって、真相の究明に取り組んだ。

- ・事件1 K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約 203万8,265円 (調査の視点)
 - K社との取引があったのかどうか。
 - ・資金の流れはどのようになっていたのか。
 - ・日本維新の会における政務活動費の執行体制がどのようになっていたのか。

(日本維新の会が内部調査をし、政務活動費の制度検証等特別委員会に提出した事件1の概要(原文のまま転載))

令和3年11月1日(月)

会派会議開始直前に、会派職員は光本前幹事長から、会派報 Vol.19 (全戸配布分) に係る大手印

刷通販会社の印刷代を簡易見積もりで算出するよう指示を受け、会派会議進行中に2万部の見積書を光本前幹事長に手渡した。

大手印刷通販会社によると、B3 サイズはポスター扱いとなり1回の発注上限が2万部。

予定枚数の印刷には複数回の発注が必要であることを会派職員が光本前幹事長に伝えた。

同日の会派会議にて光本前幹事長が会派議員に上記報告。

会派会議決定事項:会派報の入稿を11月8日と予定した。印刷会社は未決定。

令和3年11月2日(火)

会派報 Vol.19 の印刷手配について、会派職員は光本前幹事長から、「1 度に 2 万部までしか注文できないのは会派職員の手続きの負担が大きい、という話になったので、私の方で交渉してみる。いつも自分のチラシを刷っていて営業さんがついているので何とかなるかも知れない。支払いも今回はこちらで行う。」といった報告を受ける。同時に、会派職員は光本前幹事長から、大手印刷通販会社の見積もり額(1,272,500 円)とポスティング料金(765,765 円)、その合計(203 万 8265 円)が記載された用紙を手渡され、記載の額の現金を出金するよう指示された。会派職員は同日出金を行い、光本前幹事長に現金を手渡した。

令和3年11月8日(月)

会派会議にて、会派報 Vol.19 の印刷手配について、光本前幹事長から「大手印刷通販会社に 2 万枚毎の発注を 1 回で発注できないか現在相談中」であることの報告があった。この日が会派報 Vol.19 最終入稿の予定(目安)日であったが、印刷手配先は確定にいたらなかった。

令和3年11月9日(火)

印刷業者が未定であること、問題点が未解決であることを知った会派職員が、並行して他の印刷 会社をリサーチし3社へ見積もりを依頼。

令和3年11月10日(水)

会派職員が行った見積もり依頼に対し、167,800 部の発注手続きが 1 回で行えるうえ安価な提案をくれた業者があったため、朝一番に光本前幹事長へ報告を行った。

午後になり、会派職員は、光本前幹事長からの電話で、前述の業者へ依頼することが決定した旨の 報告を受けた。

決定した印刷業者は入金確認が出来てから印刷受付となるシステムであったことと、すでに当初入稿予定としていた日 (11/8) を過ぎており、納品を間に合わせるためには、早急に振り込みを行う必要があった。そのため、光本前幹事長と会派職員との電話において、これから会派職員が行う一連の手続きの流れを止めずに決定印刷業者への振り込みも進める事となった。

令和3年11月11日(木)

朝、会派報 Vol.19 のデザインが校了となったため、会派職員は印刷入稿用データをデザイナーから取り寄せるとともに印刷代の振込手続きを即時行った。同日夕刻までに印刷会社での入金確認をクリアしたため、会派職員は印刷会社への入稿を行った。

令和3年11月17日(水)

ポスティング会社から会派報 Vol.19 ポスティング代の請求書が届いたため、会派職員が光本前幹事長へ報告をするとともに振り込みを依頼。11月2日に「ネットバンキングで支払う。」との事であったので、ネットバンキングの振込証明書の発行も併せて光本前幹事長に依頼した。

令和3年11月19日(金)

会派職員が光本前幹事長から、ポスティング代振り込みの了解と、振込手数料はかからないという事、証明書発行の了解について、回答を受けた。

令和3年12月6日(月)

会派職員は、ポスティング代の振込証明書が光本前幹事長から届いていなかったため、再度振り込みの依頼を行った。また同時に、大手印刷通販会社印刷代として渡してあった 1,272,500 円を早く戻し入れたい事を伝え、光本前幹事長に準備をお願いした。

令和3年12月20日(月)

会派報 Vol.19 の配布が完了となった。ポスティング業者に会派職員が確認したところ、ポスティング代がまだ振り込まれていない事がわかったため、会派職員は光本前幹事長へ再々度振り込みの依頼を行った。請求書発行から 1 カ月が経過していたため、急いでいただきたいという事も申し添えた。

また、当初見積もりの大手印刷通販会社印刷代として光本前幹事長に渡していた 1,272,500 円もまだ戻されていなかったため、会派職員は光本前幹事長へ当該金額の現金をお持ちいただくよう、併せてお願いした。

令和3年12月22日(水)

会派職員は光本前幹事長から、「ポスティング代の振り込み手続きがすぐにできそうにないため、 一旦先に払っておいて欲しい。」といった指示を受け、振り込みを行った。

令和3年12月某日

会派職員は光本前幹事長から、203万8265円(当初見積もり大手印刷通販会社印刷代+ポスティング代の合計)について、「年度末までに戻せばよいということで議会事務局と話がついている。」といった趣旨の報告を受け、以降の催促を控えることとした。

令和4年3月31日

光本前幹事長から 203 万 8265 円(当初見積もり大手印刷通販会社印刷代+ポスティング代の合計) が戻された。会派職員が光本前幹事長から封筒入りの現金を預かり、会派の銀行口座へ入金を行った。

令和4年4月中旬

会派から任意で提出された政務活動費対象経費支出書と通帳(写し)を突合したところ、政務活動費対象経費支出書はないが11月2日に765,765円+1,272,500円が口座から引き出されていた件について、議会事務局が光本前幹事長について説明を求めた。

令和4年5月中旬

議会事務局が光本前幹事長に会派広報紙費用に係る領収書の提出を求めるも、返金された時に K 社に領収書を返却したため手元にないとのことだったので、見積書の提示を求めた。しかしながら 見積書もないとのことだったので、K 社に当時のものを再発行してもらうことを光本前幹事長に依 頼した。

令和4年5月下旬

光本前幹事長から議会事務局に令和3年10月25日付けの会派広報紙のK社見積書が提出された。

令和4年6月2日

議会事務局より会計責任者に報告があり、会派議員全員が知った。

令和4年6月7日【会派議員全員で光本議員に聞き取りを行った】

K社との契約について

- ・業者を探すことや、ポスティング業者に見積もりをとるなども自分の役割だと考えて昔から知っている業者に依頼したところ、K社は現金の前払いだった。
- ・領収書は現金を支払ったときにもらったが、返金されたときに K 社に返した。 とのことであった。

令和4年6月15日(電話)6月23日(面談) 【K社に聞き取りを行った】

- ・令和3年10月25日 光本前幹事長から依頼を受けて、印刷とポスティングの見積もり書を作成。
- ・令和3年11月2日 現金で光本前幹事長から203万8265円を受け取った。領収書は光本前幹事長に渡した。割り印を押した控えはK社にある。

(この控えについて会派議員は未確認)

- ・令和3年11月9日か10日あたりで、「安いところが見つかったのでキャンセルしたい。」と連絡を受けた。4年前にも、同じように発注を受けたがキャンセルされた経緯がある為、K社社長は光本前幹事長に対して怒った。(4年前の内容については政務活動費を使用していない)返金についてはなるべく早めに返してほしいと言われたが、期限を聞くと年度末とのことだったため、令和4年3月31日に現金で光本前幹事長に手渡した。
- ・令和4年5月31日 光本前幹事長から、上記取引の時の見積書を紛失したため再発行してほしいと言われ、再発行した。

・事件 2 会派内個人使用分の政務活動費の出金 250 万円

※1 日本維新の会では、議員個人が使用できる政務活動費の年上限額を決めている。

(調査の視点)

- ・政務活動費250万円を別の口座に移す必要性があったのかどうか。
- ・政務活動費250万円の私的流用があったのかどうか。
- ・日本維新の会における政務活動費の執行体制がどのようになっていたのか。

(日本維新の会が内部調査をし、政務活動費の制度検証等特別委員会に提出した事件2の概要(原文のまま転載))

令和4年6月2日(木)

議会事務局職員が西田議員に議会事務局が光本議員から説明を聞いている以下の件を知っていたかと確認する。

- ①令和3年度 パソコン購入の件
 - ・A社にパソコン購入依頼し現金を支払ったがキャンセルした。

- ・支払われた現金は年度末まで返金されなかった。
- ②令和3年度 印刷・ポスティング代金を前払いしていた件
 - ・会派報発行に当たり、11月にK社に現金を支払ったがキャンセルした。
 - ・支払われた現金は年度末まで返金されなかった。
- ③政務活動費が 4 月 20 日に 250 万円 (25 万円×10 回) を別口座に移動している件

西田議員は上記事実を把握していない旨、議会事務局職員に伝え、その日のうちに複数の会派議員へ既知か否かを確認した。聞き取りの結果、250万円の引き出しに関して、安浪議員は光本議員より事前に話を聞いていた。

安浪議員は、確かに光本議員との雑談の中で、「会派分裂の可能性があり、政務活動費を避難させたい」という話を聞いた覚えはあったが、そんなことは出来ないと思っていたし、まさかそんなことしないだろうという認識で、全く気にも留めていなかった。そのため、西田議員から 250 万円の引き出しについて通帳のコピーを見せられた時は、「全く知らない」と答えたが、その後雑談の内容を思い出し、聞かれた後すぐに西田議員に電話をした。

令和4年6月3日(金)昼頃

西藤議員、別府議員が議会事務局職員に上記3件についてどのような内容なのか確認 議会事務局職員:

- ①令和3年度 パソコン購入の件
 - ・A社にパソコン購入依頼し現金を支払ったがキャンセルした。
 - ・支払われた現金は年度末まで返金されなかった。
- ②令和3年度 印刷・ポスティング代金を前払いしていた件
 - ・会派報発行に当たり、11月にK社に現金を支払ったがキャンセルした。
 - ・支払われた現金は年度末まで返金されなかった。
- ③政務活動費が 4 月 20 日に 250 万円(25 万円×10 回)を別口座に移動している件
 - ・令和3年度の会派のインターネット利用料の4月27日付の引落しを確認する際に、4月20日に250万円が口座からの現金引出しされている事が発覚した。
 - ・政務活動費を振込みしたのとは別の※Web 口座(三井住友銀行 尼崎市役所出張所)に4月20日に入金されているのを、光本議員から提出された書面で確認した。

※会派注釈

しかし提出された書面は、光本議員により、名義冒用かつ偽造された物である蓋然性が極めて高い。

- ・2つの口座で管理する事は、宜しくない。
- ・会派の合意で行っているように光本議員の話を受け止めた。
- ・この政務活動費が万一戻ってこない場合、会派への支給なので会派の責任になる。
- ・引き出した 250 万円は、今現在どこに有るのか、が問題になっている。
- ・令和3年度の政務活動費の動きは、5月12日 正副議長に報告済み。

(西藤議員、別府議員から議会事務局職員へ)

説明された内容すべて、光本議員から一切聞いていない。今、初めて知った。

令和4年6月3日(金)夕方

西藤議員、別府議員が光本議員に上記3件についてどういうことなのか確認

・光本議員が別府議員・西藤議員に Web 口座の入出金記録(議会事務局に提出分とは違うもの) を提示し説明。

光本議員:会派が割られると思ったので、10 人分の個人マネー(25 万×10 人)を避難させておくため移動した。

別府議員・西藤議員:光本議員になぜそんなことしたのかと質問し、説明を受けるも納得できなかった。会派議員への一切の説明もなく、250万円を移動させている事、公金なのに光本議員しか動かせない口座にあることもおかしい、問題になると伝える。

光本議員:いつでも返せるが議会事務局からは、すぐに返金しろとは言われなかった。 議会事務局に確認する。

(光本議員が議会事務局次長を呼ぶ)

議会事務局次長:会派の合意を得ての別口座での管理と理解していた。2 つの口座で管理するのは宜しくない。すぐに返金してほしいとは伝えていない。

令和4年6月6日(月)9時頃

別府議員・西藤議員から安浪議員に相談

別府議員:臨時会派会議を開くべき。何故、光本議員は勝手にやっているのか。

安浪議員:光本議員には、取り敢えず金を返せ、公金を自己口座に入れていること自体アウトだと言っている。

今日お通夜で、明日葬式なので議会欠席届だしている。会派会議は開けない。

別府議員:今日は、安浪議員、西田議員いないので全員出席の臨時会派会議は開けない。 返金がないなら、会派の連帯責任にもなる。

安浪議員:光本議員にどういう形で、どういう言い分があるのかを確認する。 光本議員に責任を取ってもらうべき。

最悪、即日返金しないなら自分(団長)が立て替えて口座に返金する。

自分は13時にお通夜に出る。

安浪議員が家族に出金依頼➡昼までに手元に来る。

令和4年6月6日(月)10時頃

辻議員・松岡議員・寺井議員が議会事務局職員に上記3件についてどのような内容なのか確認 6月3日に西藤議員、別府議員に説明された内容と同じ内容の説明を受ける。

(辻議員・松岡議員・寺井議員から議会事務局職員へ)

説明された内容すべて、光本議員から一切聞いていない。今、初めて知った。

令和4年6月6日(月) 11時頃

光本議員が安浪議員・辻議員・松岡議員に入出金記録(議会事務局に提出分とは違うもの)を提示 し説明。

6月3日と同様の説明で、同席議員は納得できず。安浪議員からとにかく早く返金するように何度 も伝える。しかし、光本議員が返金せずにいろいろと話すため、安浪議員が中座し、現金 250 万円 を用意、会派職員に政務活動費の口座へ返金するように指示。

会派職員が250万円を政務活動費口座に入金する。

令和4年6月6日(月)13時40分頃

安浪議員が返金したことに対して、寺井議員から非難される。

安浪議員:光本議員は、お金は置いてある、置いてあると言いながら、全然動かそうとしないから返金 したと説明。

令和4年6月6日(月)23時頃

安浪議員:光本議員から会いたいと入電あり、武庫之荘駅近辺にて合流し、現金 250 万円の返金を受けた。

(3) 委員会の開催状況

回 数	開 催 日	協議内容
	令和6年	・傍聴定員について
	10月17日(木)	・委員長の互選
		・副委員長の互選
佐 1日		・副委員長の委員長職務代理順位の決定
第1回		・本委員会の運営方法等について
		・証人の出頭要求について
		・記録(資料)の提出要求について
		・委員派遣について
	令和6年	・委員派遣に係る調査報告について
答 0 回	11月13日(水)	・証人尋問の取扱いについて
第2回		・本日の証人尋問の進め方について
		・証人尋問について
第3回	令和6年	・記録(資料)の提出要求について
男 多 凹	11月25日(月)	
第4回	令和7年	・記録(資料)の提出要求について
第 4四	1月10日(金)	
第5回	令和7年	・証人の出頭要求について
第 9 凹	2月12日(水)	
第6回	令和7年	・本日の証人尋問の進め方について
男 切 凹	2月19日(水)	・証人尋問について
第7日	令和7年	・調査報告書(案)について
第7回	3月12日(水)	
第8回	令和7年	・調査報告書について
(おの凹)	3月17日(月)	

(参考) 準備会の開催状況

口	数	開	催	日	内	容
		令和6	年		・本委員会(10/17 開催)の進め方について
第	1回	10月8	3日(火)		本委員会の運営方法等	について
					(調査対象事件の選定、	委員会運営要領の確認、弁護

回 数	開 催 日	内容
		(士への法的相談業務内容の確認、調査スケジュール)
		の確認、調査費用、証人尋問の手続き、記録(資
		料)の提出手続き 等
		・各委員から申出のあった出頭を求める者及び証言を
		求める事項について
		・各委員から申出のあった記録(資料)の提出を求め
		る者・資料及び目的について
	令和6年	・本委員会(10/17 開催)の進め方について
	10月17日(木)	・本委員会の運営方法等について
		調査対象事件の選定、委員会運営要領の確認、弁護
		士への法的相談業務内容の確認、調査スケジュール
第2回		の確認、調査費用、証人尋問の手続き、記録(資
		料)の提出手続き 等
		・証人の出頭要求について
		・記録(資料)の提出要求について
		・委員派遣について
	令和6年	・委員派遣に係る調査報告について
第3回	11月1日(金)	・各委員から申出のあった尋問希望項目について
		・委員長が行う総括尋問について
	令和6年	・本委員会(11/13 開催)の進め方について
第4回	11月5日 (火)	・尋問事項書について
- 54 4 四		・証人尋問のタイムスケジュールについて
		・証人尋問に際しての伝達事項等について
	令和6年	・本委員会(11/13 開催)の進め方について
	11月11日(月)	・委員派遣に係る調査報告について
第5回		・尋問事項の調整について
		・証人尋問の取扱いについて
		・証人尋問のタイムスケジュールについて
第6回	令和6年	・記録(資料)の提出要求について
分り凹	11月13日(水)	
第7回	令和6年	・本委員会(11/25 開催)の進め方について
分・口	11月18日(月)	・記録(資料)の提出要求について
	令和6年	・本委員会(11/25 開催)の進め方について
	11月25日(月)	・発言取消申出について
第8回		・記録(資料)の提出要求について
		・調査経費の執行状況について
		・証言等の対比について
第9回	令和7年	・本委員会(1/10 開催)の進め方について
初り凹	1月10日(金)	・記録(資料)の提出要求について
	令和7年	・調査報告書(たたき台)について
第 10 回	1月17日(金)	

回 数	開催	日	内	容
	令和7年		・調査報告書(たたき台)	について
第 11 回	1月24日(金)			
	令和7年		・今後のスケジュールについ	いて
第 12 回	2月5日(水)		・委員派遣について	
舟 12 凹			・百条調査により判明した	ことについて
			・各委員から申出のあった。	尋問希望項目について
	令和7年		・本委員会(2/12 開催)の	進め方について
第 13 回	2月12日(水)		・これまでの百条調査によ	り判明したことについて
第13 四			・証人の出頭要求について	
			・尋問事項書について	
	令和7年		・本委員会(2/19 開催)の	進め方について
	2月18日 (火)		・発言訂正申出について	
第 14 回			・委員長が行う総括尋問に、	ついて
			・尋問事項の調整について	
			証人尋問のタイムスケジ。	ュールについて
佐 15 同	令和7年		・本委員会(2/19 開催)の	進め方について
第 15 回	2月19日(水)		・尋問事項の調整について	
佐 10 日	令和7年		・調査報告書(素案)につ	いて
第 16 回	3月5日(水)			
佐 17 🖃	令和7年		・調査報告書(素案)につ	いて
第 17 回	3月12日(水)			
佐 10 🗔	令和7年		・調査報告書(案)につい	T
第 18 回	3月17日(月)		・今後の取扱いについて	

5 調査の結果

(1) K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約(203万8,265円)について

ア 証言及び聴取の概要等

光本圭佑氏をはじめ、本事件の発生当時に同氏と同じ会派「日本維新の会」に所属していた辻信行氏、寺井大地氏、長崎くみ氏、西田兼治氏、西藤彰子氏、別府建一氏及び松岡洋司氏の7人にも出頭を請求し、証人尋問を行うとともに、委員派遣によりK社代表者及び会派職員に事情聴取を行った。

証人尋問等で得た主な証言等の概要は次のとおりである。なお、尋問事項と証言の全文については、第2章に掲載している。

- (ア) **辻**信行氏、寺井大地氏、長崎くみ氏、西田兼治氏、西藤彰子氏、別府建一氏及び松岡洋司氏 から得た証言の概要等
 - a 会派広報紙の印刷業者を変更しようとした理由について それまでに使っていた印刷業者については、担当者が変わったことで期限に間に合わないこ とがあったため、改選を機に印刷業者を変えることとなった。

b 光本圭佑氏がK社と印刷及びポスティング委託契約を締結・キャンセルしたと説明している ことについて

光本圭佑氏が令和3年10月25日付けの見積書をもらっていたことも知らないし、同年11月1日の会派会議でも、見積書の報告はなかった。また、同年11月2日に会派職員から印刷及びポスティング代として203万8,265円を受領して支払い、キャンセル後の返金が令和4年3月31日になっていたことも光本圭佑氏から報告はなく、それらのことを会派所属議員は全員知らなかった。

c 6年前にK社と会派広報紙の印刷発注をめぐってトラブルになったことについて

当時、会派広報紙を政務活動費ではなく、議員が費用を出し合って作成していた時のことである。そもそも印刷業者や製作業者があり値段がわかっているのに、いわゆる広告代理店的な K社を通す意味があるのかというのがあった。会社の所在地とされるところを見に行ったが、マンションの一室で銘板もなく、本当に事業をしているのかと疑いを持った。通常の事業のやり方ではない、おかしいのではないかということでキャンセルさせた。当時の会派所属議員は、もう二度とK社を使うなと強く訴えていた。

d 問題発覚後にK社からの聞き取りを会派で行った時のことについて

聞き取りをした当時は、光本圭佑氏とK社の証言が一致していたので、取引はあったんだろうと思っていた。但し、現金受領から一週間でキャンセルをしたにもかかわらず、何カ月も返金がなかったことについては不誠実であり、強く疑問に思った。

e 書籍購入や視察に行く場合の政務活動費執行手続について

会派会議で諮り了承を得られれば執行でき、経理責任者を通さず、会派職員に出金をしてもらっていた。

- f 経理責任者について
- (a) 西田兼治氏

団費等の会計責任者にはなったが、(政務活動費上の)経理責任者にはなっていない。日本維新の会尼崎市議団に経理責任者はいなかった。

(b) 別府建一氏及び松岡洋司氏

西田兼治氏が経理責任者であるという認識であった。

(c) 辻信行氏、寺井大地氏、長崎くみ氏及び西藤彰子氏

西田兼治氏が会計責任者であると認識していたが、団費等の会計のみで、政務活動費を扱っているとの認識はなかった。政務活動費は幹事長が管理すると思っていた。また、辻信行氏から西田兼治氏への日本維新の会の会計責任者の引継ぎは団費等の会計に関する引継ぎしかしていなかった。

- (d) 記録(資料)の請求内容
 - ・ 日本維新の会・尼崎市議団 会派規約

会派規約には全所属議員の署名捺印がなされていることが確認できた。

会派規約の第10条(会計責任者)には次のように記載されていることが確認できた。

「本議員団の役員として、会計責任者を置く。会計責任者は、政務活動費を管理し、本議員団の議会活動に必要な支出を行う。また、団員より団費を徴収し、団費を管理するとともに、本議員団の活動のために必要に応じて団費の支出を行う。」

日本維新の会尼崎市議団の会派会議の議事録

議事録によると、会派規約に関する協議は計3回(第1回~第3回)行われている。会派所属議員の質疑等により規約の改正等を行い、第3回の会議で加筆修正した内容を確認し、全員合意の上サインしたと記録されている。

また、第5回の会派会議の議事録では、政務活動費で利用するコピー機をリースにするか、購入にするかの報告が西田兼治氏からあったと記録されている。

※会計責任者と経理責任者の違い

小云山真正有 C 胜程真正有 V) 建 V					
名 称	内容				
	当時の日本維新の会尼崎市議団の規約に定められていた役職				
	【規約】第10条(会計責任者)				
会 計	本議員団の役員として、会計責任者を置く。会計責任者は、政務活動費を管理				
責任者	し、本議員団の議会活動に必要な支出を行う。また、団員より団費を徴収し、団				
	費を管理するとともに、本議員団の活動のために必要に応じて団費の支出を行う。				
	尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例及び施行規程に規定されている役職				
	【条例】第8条(経理責任者)				
	会派及び団体は、政務活動費の経理を明確に行うためにその所属議員(当該会派				
	及び団体の代表者を除く。)のうちから経理責任者を定めなければならない。				
	【施行規程】第7条(経理責任者)				
経 理	経理責任者は、その被交付会派等において、政務活動費の出納をつかさどり、				
責任者	経理帳簿(これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式				
	その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。				
	以下同じ。)を含む。以下同じ。)を整備し、領収書(これに記載すべき事項を記録				
	した電磁的記録を含む。以下同じ。)等の証拠書類(電磁的記録で議長が適当と認				
	めるものを含む。以下同じ。)を整理する責務を負う。				

(イ) 光本圭佑氏から得た証言の概要

			証言の
No.	尋 問 項 目	光 本 圭 佑 氏 証 言	対比へ
			の記載
	K社とは、6年前に会派広報紙の印刷の	今までの業者は使いたくないとなり、P社	P 26
	関係で、今回と同様にキャンセルしたた	(大手通販印刷会社)が一番安いという認識	(エ) 1
1	め、もめたと聞いているが、なぜ再度K	のもと、P社だと発注と納品が非常に煩雑に	
1	社に見積書の作成を依頼したのか。	なるということで、頼む先がないということ	
		だった。K社であれば融通が利くので、自分	
		がK社に聞いてみますとなった。	
	印刷業者やポスティング業者の選定につ	当時、ほぼ毎日会派室に出勤しており会派職	
	いて、光本圭佑氏が自分で探すことを会	員とも一番情報共有ができたので進みが悪い	
	派で同意を取ったのか。	ものに関しては、自分の役割だと思って進め	
		た。	
2		会派会議でその確認を取ったかどうかは記憶	
		にないが、会派の中でもP社が一番安いとい	
		う認識の下、そこより高くなく、煩雑さも解	
		消されるのであれば問題ないということで、	
		私が進めた。	

No.	尋 問 項 目	光本圭佑氏証言	証言の 対比へ の記載
3	資料として令和3年10月25日付けの見 積書が出されているが、いつ見積書の作 成を依頼したのか。依頼方法は何か。電 話か。メールか。FAXか。	正直見積書の記憶はない。会派職員からP社は煩雑になるという報告を受け、その場でK社に電話で確認したと記憶している。P社よりも高くならないことと、煩雑さが解消されることを確認し、K社にお願いできそうということも会派職員にその場で伝えたというふうに記憶している。見積書をもらったというところは記憶から抜け落ちている。電話で依頼し、金額は確認を取っており、請求書と領収書の記憶が強い。 (令和5年1月16日政務活動費の制度検証等特別委員会での発言) 見積書、請求書、納品書はもらった。	
4	K社の代表への聴取では、令和3年10月25日かそれ以前に、光本圭佑氏から見積書の作成依頼があった際、インターネットで発注する印刷会社であれば安くできるが、ロットが決まっており、一度に印刷ができないためややこしい、御社であれば、同じ金額でできるか、と問われたとのことであった。しかし、会派職員がそうしたことを光本圭佑氏に報告したのは、令和3年11月1日である。つじつまが合わないがなぜか。	その日時のずれというのは自分にはわからない。P社に発注すると煩雑になるという報告を受けて初めてK社に内容を確認した。いつ確認したかまで覚えていない。	P26 (I) 3
5	令和3年11月1日の会派会議では、電話で問い合わせした見積もりの話は発言していない。同年11月2日にK社に支払っているのに、同年11月8日の会派会議でもK社について一言も報告がなされておらず、印刷を1回にまとめるにはどうしたらいいかということを相談してみるという発言をされている。どういうことか。	これまでも、会派会議、議題は時間の関係で、飛ばして後から担当者と話すこともあった。 私としては、P社よりも高くなっておらず、 煩雑さも解消されていれば、進めていくのは何ら問題はないという意識であった。	P26 (I) 2

No.	尋問項目	光本圭佑氏証言	証言の対比への記載
6	K社の代表への聴取では、ポスティング 業者は印刷業者に任せていてわからない とのことであったが、令和5年1月16日 の政務活動費の制度検証等特別委員会で の光本圭佑氏の説明では、ポスティング に関して「向こうからいい提案があっ た」とのことであった。つまり、業者が 決まっているから提案があったと理解で き、K社の代表と光本圭佑氏との証言に 食い違いがあるが、なぜか。	K社からどのようなヒアリングの仕方をしたかわからないが、ポスティングの話、提案もあった。	P27 (I) 5
7	K社への聞き取りでは、電話で見積書の作成依頼をかけてきて、令和4年10月25日付で見積書を発行し、直接光本圭佑氏に手渡したと言っている。その記憶もないのか。	恐らく見積書を手渡されたのは現金で支払った日だと思う。過去の発言のときは記憶にあったのかもしれないが、K社が見積書を発行して私に渡したというのであれば、恐らくそうなんだと思う。 (令和5年1月16日政務活動費の制度検証等特別委員会での発言) 見積書、請求書、納品書はもらった。	P26 (I) 4
8	令和3年10月25日にK社に見積書の作成を依頼しながら、その後、日本維新の会の議員や会派職員に報告しておらず、議員や会派職員もK社の名前を聞いたことがなかったと証言しているが、なぜ報告しなかったのか。	見積金額がP社より同価格か高くなっておらず、煩雑さも解消されているのであれば、進めていくのは何ら問題ないと考えていた。金額が相当上回るのであれば、報告事項かもしれないが、そうでなければ、担当している私が先に進めておこうという意識だった。	
9	令和3年11月2日に、ポスティングと印刷代が記載されたメモを見せて、現金で203万8,265円を会派職員に引き出させ受け取っているが、なぜわざわざメモを作ったのか。それ以前に見積書をもらっていたのであれば、なぜそれを見せなかったのか。 ※記録(資料)の請求によりその当時のメモを入手 第2章参考資料(3)参照	金額はK社に確認して確定していたので、K 社に支払う段階で、金額をメモして出金を会 派職員に依頼した。	P27 (I) 6

No.	尋 問 項 目	光本圭佑氏証言	証言の対比への記載
10	そのメモは、K社でなく、ポスティングはB社(以前から委託しているポスティング会社)、印刷はP社となっているが、どういうことか。	B社とP社に発注するために、出金してもらったことは絶対にない。B社はこの価格で発注している、P社は発注するとこの金額になると、会派職員から教えてもらったので、K社に対し、それよりも高くなるのであれば発注できないが、いけるかどうかを確認した時のメモなのかもしれない。いずれにせよ、その金額でK社から了承を得たので、その金額を出金してくださいというふうに伝えたと思う。	(I) 6
11	令和3年11月2日に、印刷代とポスティング料として、現金で203万8,265円を K社に渡したとのことであるが、何時ご ろ、どこで渡したのか。	時間までは覚えていない。 場所については、先方の事務所に行った記憶 はないので恐らく尼崎。役所の前なのか私の 帰り道なのかわからないが、渡したと思う。	P27 (I) 7
12	封筒に入れて渡したのか。どんな封筒で あったのか。	会派職員からもらったのをそのまま渡している。いつも使っているのはM銀行だったので、M銀行の封筒だと思う。	
13	203 万 8, 265 円の現金を渡した時に領収書はもらったのか。また、いつ返したのか。会派職員に領収書を渡していないが、なぜか。	領収書はもらった。令和4年3月31日に返した。業務が終わった後に領収書と請求書をセットで出すというやり方をしていたことが多かったので、今回も恐らく自分の机に保管していたと思う。1週間後にキャンセルをすることになったので、それを返さないといけないので自分で保管していたと思う。	
14	令和3年11月10日前後にK社にキャン セルの連絡をしているが、どのような手 法で、どういう説明をしたのか。	電話で連絡した。	
15	キャンセルしたのだから、払った代金を すぐに返してもらわないといけないと思 うが、なぜそれができなかったのか。	なるべく早く返金してほしいとお願いをしたが、K社から、いきなり返金と言われてもというようなことがあり、その後、何度か返金をお願いすることになった。こちらは、最悪令和4年3月31日までに返ってこないとまずいということは何度か伝えた。それを、K社は令和4年3月31日までに返せばいいのだろうと捉えたのかもしれないが、こちらから令和4年3月31日でいいと言ったつもりはない。	P28 (I) 10

No.	尋 問 項 目	光本圭佑氏証言	証言の対比へ
16	返金のために最大限の努力をすべきだっ たと思うが、電話での督促しかしていな いのか。	アポなしで事務所に行ったが、居留守だった のか留守だったのか出てこなかったので電話 をするしかなかった。	の記載 P 28 (エ) 9
17	K社は、返金は年度末でいいと聞いている。 しかし、光本圭佑氏は、会派の人には、 現金を印刷業者が使っているからすぐに は返せないと説明をしており、矛盾があ るのではないか。	K社からは、こちらも段取りがあるから急に無理だ、お願いしている工場もある、とのニュアンスのことは度々言われた。	P28 (I) 8
18	令和4年3月31日にK社から返された現金203万8,265円については、どこで、何時ごろ返されたのか。また、その際、現金は封筒に入っていたのか。封筒は幾つか。どんな封筒であったのか。	市役所の前、南側で受け取ったと思う。時間 までは覚えていないが、そのまま会派職員に 渡しているので、タイムラグはないはずであ る。	P27 (x) 7
19	返金された現金をその場で確認したの か。	その場では確認していない。こちらからキャンセルをお願いして、返してもらって、その場で確かめてというのがなかなか雰囲気的にも感じ的にも厳しかったので、そのまま会派室に持って行って、会派職員に確認してもらった。	
20	支払支出書に基づいて一回出金したわけで、後々それを疎明する資料がいるというのは、容易に察知できると思うが、令和4年3月31日に200万円が返金されたとき、なぜコピーも取らずに領収書を返したのか。	仕事として発注していれば、残さないと駄目だが、キャンセルになったものを残しておくという発想はなかった。 過去にも現金払いしてキャンセルをして、返金を待つということがあり、その時は年度末を超えて新年度に入っても返金がなされなかった記憶がある。その時は何ら問題にもならず、当時の議会事務局のやり方の下、新年度に入ってきた政務活動費で昨年度の政務活動費にそれを足すということを、当時の議長も認識をしてやってる。そのときに何ら問題になっていないのに、今回、事務局に確認した日までに戻ってきて、K社からの証言でも私が流用なり横領なりしていることもないのに、今回こうなっていることは、理解に苦し	

			証言の
No.	尋 問 項 目	光本圭佑氏証言	対比へ
			の記載
		むところである。領収書に関してもそういう	
		指導は一切受けていない。過去も今回も返金	
		されたら領収書を返すことは普通のことと思	
		う。	
	会派職員は光本圭佑氏に対し何度も早く	代金を渡すために引き出してくださいと言っ	P 27
	ポスティング業者に振り込んでください	てメモ書きを渡し、金額まで伝えているの	(エ) 6
0.1	と言っているのに、既にK社に支払った	で、会派職員は知らないはずはないと思う。	
21	ことを会派職員に伝えていないのは何故		
	か。		

(ウ) 委員派遣により得た聴取の概要

a 会派職員

3.7	经 明 在 日	LT kt/r
No.	質 問 項 目	回 答
	令和3年11月1日にP社の印刷代を簡易見積	聞いていない。
	もりで算出するよう光本圭佑氏から指示が出さ	
1	れているが、その際、K社についての言及はな	
	かったということでよいか。	
	政務活動費の制度検証等特別委員会資料による	出金日は通帳の記録により間違いはない。保管
	と、令和3年11月2日に光本圭佑氏から会派	していた覚えもないので、当日に渡したと思
	広報紙の印刷手配について、約200万円の出金	う。印刷代 1, 272, 500 円とポスティング代
2	指示を受けて、同日に現金を手渡しているが、	765,765 円を別々に封筒に入れて渡した。
	この記載に事実誤認はないか。また、追加で思	
	い出したことはないか。	
	政務活動費の制度検証等特別委員会資料による	令和3年11月2日に幹事長に印刷会社と交渉
	と、令和3年11月9日に印刷会社が未定であ	してみると言われ、会派会議でも報告があった
	ることを知り、印刷会社をリサーチし3社に見	と思っていた。会派広報紙を担当している議員
	積もりを依頼したとなっているが、先に約200	に確認したところ、印刷会社が決まっていない
	万円を渡しているのに、なぜ、自ら印刷会社を	ことが分かった。交渉が難航していると思っ
3	リサーチすることになったのか。	た。
J		同年11月9日にはデザイナーから最終段階の
		データも届いていたので、印刷先が決まってい
		ないのは困るという思いから、探せば他に解決
		策があるのではないかと考え、リサーチをし
		た。

No.	質 問 項 目	回答
4	このような状況のなか、光本圭佑氏に約200万円のことを確認したり、他の会派所属議員に光本圭佑氏に渡した約200万円について説明したりしなかったのは、どういったことからか。	約200万円は幹事長が持っていて、交渉中だと 思っていた。それが解決して進めば、そこから 支払いに。もし、依頼先が変わっても、戻して いただければ、いいだけだと思っていた。特に 気になっていなかった。
5	政務活動費の制度検証等特別委員会資料によると、光本圭佑氏に約200万円の返金を令和3年12月6日と20日の2回催促したとのことだが、事実誤認はないか。また、催促の手段は何か。 ※記録(資料)の請求により会派職員が2回の催促をメールで行っていたことを確認	幹事長がポスティング代はネットバンキングで振り込むと聞いていたので、返金依頼ではなく、振込依頼をした。印刷代は返金の催促をした。いずれもメール。ポスティング会社から令和3年11月17日に請求書が届き、その請求書を添付したメールで振込依頼をした。同年12月6日に再度ポスティング代の振込を依頼。同時に印刷代127万円の返金も依頼した。同年12月20日には、ポスティング会社の方から、入金が確認できていないということを聞いたので、早急に振込を催促した。同じく、127万円の印刷代の返金も再度依頼、催促した。
6	2回の催促に対し、光本圭佑氏はどのような回答をしていたのか。	令和3年11月19日にメールでネット振込をするとの返信があった。振り込みますということと、手数料はかからないというような返事だった。印刷代の返金については触れられていなかった。ポスティング代の振込の催促を同年12月20日に行ったが、同年12月22日に振込をすぐに手続きできそうにないので、ポスティング会社に払っておいてもらえるかといったような指示を口頭でもらったように記憶している。
7	令和3年12月に光本圭佑氏からはじめて、 「現金は、議会事務局にも確認し、年度末まで に返せばよいことになっている」との説明を受 けたが、それまで光本圭佑氏からそういう説明 がなかったことについて、どう思っていたの か。	私にとっては結構な金額だが、経済的に余裕があるのか、大した金額というふうに思っていないのかなと思っていた。

b K社代表者

No.	質 問 項 目	回答
	記録(資料)を請求した「令和3年11月2日に	そのとおり。
	光本圭佑議員に発行した領収書に係る割り印	
1	を押した控え又は同議員から返却された領収	
	書」については、「終了後破棄」との書面回答に	
	なっているが、それでよいか。	

No.	質 問 項 目	回答
2	記録(資料)を請求した「令和3年11月2日に 光本圭佑議員から現金2,038,265円を受領した ことを証する資料」及び「令和4年3月31日 又はそれ以前に光本圭佑議員に現金2,038,265 円を返還したことを証する資料」については、 いずれも無く、その理由も「ない」との書面回 答になっているが、もともとなかったというこ とか。	そのとおり。
3	議会事務局職員から、警察に押収されていた資料は既に廃棄したと聞いており、本日出された資料においても見積もり以外はないと記載されているが、押収品を覚えているか。	昨年警察官が家に来て、家で3~4時間聴取を受けた。その次に、警察署に呼ばれて5~6時間聴取を受けた。押収されたのは、見積書、お金を返す時に入れたと思われる封筒と同じ封筒(クリーム色で屋号が入ったもの)、普段使っている領収書(ひな型)を預けて、過去に納品した物を渡した。見積書はコピーが残っていたが、領収書の実物は廃棄したので残っていない。今年(令和6年)の8月に警察から押収品を返されたが、処分してもよいとのことであったので、廃棄した。弊社の封筒については保管したときに入れていたのか、返すときに弊社の封筒に入れ替えたのか覚えていない。
4	今回の発注について、令和3年10月25日付けの見積書が出されているが、光本圭佑氏から依頼があったのはいつ頃か。また、依頼方法は何か。電話か。メールか。FAXか。その他か。	具体的な日付は覚えていないが、光本圭佑氏から、会派広報紙について、インターネットで発注する印刷会社で安いところを見つけたが、ロットが決まっており、いっぺんに印刷ができず、手続きがややこしいことがわかったため、御社で同じ金額でできるか、と聞かれたので、紙屋にも確認し、同じ金額の見積書を渡した。やり取りはメールではなかったと思う。見積書は直接光本圭佑氏に渡したと思う。その後、光本圭佑氏からこの内容でOKとの連絡があり、すぐにデータを送ると言われたが、結局データが送られてこなかった。
5	令和4年5月に光本圭佑氏からの依頼で見積書 を再発行したことは間違いないか。	間違いない。
6	見積書の再発行に際して、光本圭佑氏からの依頼はどのような内容であったのか。	令和4年5月31日に私の家の近くにまで光本 圭佑氏が来て、見積書を紛失したので再発行を お願いしたいと言われた。ただし、キャンセル をされたため、氏とはもめており、私からもう 電話をしてくるな、最後にしてくれと言って、 見積書を渡した。

No.	質 問 項 目	回答
7	今回の取引(契約)については、成立していたのか。 取引が成立していたのであれば、取引が成立していたことを証する書類(契約書等)はあるか。 口座への入金、帳簿への記載はあるか。	6年前に今回と同様にキャンセルされたことがあり、30万円の損害を被った。その際、維新の会に呼ばれて事情を聞かれた。こちらは被害者であるにもかかわらず、光本圭佑氏とグルでやっているのではないかとさえ言われた。損害が出た穴埋めに、維新の議員から、名刺等の印刷物の発注か、せめて見積もりだけでも依頼があればよかったが、それさえなかった。そういうことがあったため、見積書の内容でOKとの返事はもらったが、印刷物のデータが送られてきた時点で、正式にスタートすることとしていたため、それまでは帳簿等にはつけていない。
8	光本圭佑氏の説明によれば、印刷代とポスティング料として、令和3年11月2日に現金で203万8,265円を御社に渡したとなっているが、いつ、何時ごろ、どこで受け取ったのか。領収書は発行したのか。	JR 立花駅の高架(道意線)を下りたあたり(南側)で車で待っていたところ光本圭佑氏が車まで持ってきた。時間帯は昼間であったと思う。その場で領収書を交付した。現金を入れていた封筒は、どんな封筒であったのか、うちの封筒に入れ替えたのかどうか覚えていない。もらったときは、銀行の封筒であったかどうか覚えていないが、長3封筒2つに分けられていたと思う。
9	その際のポスティング業者はどこを考えていたのか。	印刷業者に任せたほうが安い場合があるため、 印刷業者に任せていた。
10	御社では後払いでなく、前受金による取引は通 常のことなのか。	今回は高額であることと、6年前のことがあったため、前金でと私から言って受け取った。前金とするか締め日払いとするか、手付金を取るとかは、ケースバイケースである。
11	平成29年~30年ごろに今回と同じように光本 圭佑氏から発注があり、すぐにキャンセルさ れ、日本維新の会議員とのやり取りでは、紙代 を被ったと話をされているが、なぜ、また光本 圭佑氏からの発注を受けたのか。	6年前に一度キャンセルされたが、その後光本 圭佑氏は加圧式トレーニングジムなどの発注で カバーしてくれており、今回は大丈夫かと念押 しをしたら、大丈夫とのことであったため、そ の時は依頼を受けた。
12	日本維新の会議員による御社への聞き取りでは、令和3年11月10日前後に、光本圭佑氏からキャンセルの話しがあったとのことであるが、どのような手法で、どういう説明だったのか。	見積書についてOKとの返事をもらった1~2 週間後に電話でキャンセルを伝えてきた。その 理由は名古屋の業者で安いところが見つかった からだということであった。私としては、6年 前にも同様のことがあったし、それはおかしい のではないか、それであれば先に安い業者を選

No.	質 問 項 目	回答
		ぶべきではないかと言った。人としておかしいのではないか、とまで言ったと思う。維新の他の議員から穴埋めしたいから、別の仕事を発注したいという話しもなく、おかしいと思った。私は氏の父親にはいろいろとお世話になったが、氏にお世話になったことはなく、もう電話してほしくない、と言っておいた。
13	キャンセル料を徴していないが、なぜか。発注 からキャンセルまで1週間ほどかかっている が、損害は生じなかったのか。	6年前のことがあったため、紙の確保だけにと どめておいた。お詫び等で手間はかかったが、 実損は出ておらず、キャンセル料は取っていな い。
14	すぐに返金に応じず、返金は翌年の3月31日 になったとのことであるが、なぜそれほど引っ 張ったのか。	キャンセルの際、光本圭佑氏からは、できるだけ早く返金してほしいと言われたが、具体的な日にちを言ってほしいと言うと、年度末の3月31日と言われたため、3月31日に返金した。警察には利益を出すために返さなかったのかと聞かれたが、そうは思っていなかったと答えた。
15	光本圭佑氏から返金の催促があったと思うが、 何回程度、どのような手段であったのか。	おそらく令和3年12月末ごろに1度電話で催促があったと思う。その際、私から、年度末にお願いしたいと言っていたのに、なぜ今頃なのか、話しが違うと言ったと思う。
16	その返還すべき 200 万円はどこに保管していた のか。	警察にも説明したが、家の金庫で保管していた。印刷もしていないので、銀行には入れていない。はっきり覚えてはいないが、使うとすれば弊社の封筒だと思うので、弊社の封筒に入れて保管していたと思う。口座には入れていない。
17	日本維新の会議員による御社への聞き取りでは、令和4年3月31日に、203万8,265円を現金で光本圭佑氏に返したとのことであるが、何時ごろ、どこで返したのか。	令和4年3月31日の朝7時か8時ごろに、自家用車で持っていき、市役所前で光本圭佑氏に渡した。その際に領収書を返してもらったと思う。領収書はすぐに廃棄した。お金は、弊社の角2封筒に入れて渡したと思う。封はしてなかった。自分が抜いたと思われるのが嫌なので、その場で確認してもらった。

(エ) 証人尋問や聴取等により得た内容の対比

No.	項目	光本圭佑氏の証言	会派職員の回答又は会 派所属議員の証言等	K社代表者の回答
1	過去にK社とト ラブルになった にもかかわら ず、再度K社に 見積書の作成を 依頼した理由	今までの業者は使いたくないとなり、P社が一番安いという認識のもと、P社だと発注と納品が非常に煩雑になるということで、頼む先がないということだった。K社であれば融通が利くので、自分がK社に聞いてみますとなった。		6年前に一度キャンセル されたが、その後光本圭 佑氏は加圧式トレーニン グジムなどの発注でカバ ーしてくれており、今回 は大丈夫かと念押しをし たら、大丈夫とのことで あったため、その時は依 頼を受けた。
2	一連の事象に係る会派への報告	会派会議内で確認を取ったかどうか記憶にないが、P社が一番安いとりもう認識の下、そこよりも高くならず、煩雑さが解消されるのであれば問題ないということで、ま分が進めるため自分が進めた。	<会派所属議員(全員)> 知らなかった。光本圭 佑氏から報告はなかっ た。	
n	見積書の作成依頼の時期	会派職員にお願いしてP 社が幾らくらいかかるの お探してもらった。その 結果、そのであったの紙だり は、発達してものが非した。 は、発達してないないで、 は、発達してないでで、 は、で、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、	<政務活動費制度検証 等特別委員会資料> 令和3年11月1日に 会派職員が、P社について、B3サイズはポスター扱いとなり、1回の上限が2万部となる。予定枚数の印刷には複数回の発注が必要であることを光本圭佑氏に伝えた。	具体的な日付は覚えていないが、光本圭佑氏から、光本圭佑氏から、会派広報紙について、インターネットで発注する即副のはであり、いったが、おいて、おいったが、かいできず、とがいいできがいただが、かいただが、かいただが、かいででは、御社では、の見では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
4	見積書の交付	請求書と領収書しか記憶 になく、 <u>見積書の記憶が</u> ない。 (令和5年1月16日政		見積書は直接光本圭佑氏 に渡したと思う。

No.	項目	光本圭佑氏の証言	会派職員の回答又は会 派所属議員の証言等	K社代表者の回答
		務活動費の制度検証等特別委員会での発言) 見積書、請求書、納品書は もらった。		
5	ポスティング業 者	K社からポスティングの 提案もあったが、会派と して常に使っているポス ティング業者があるので その話しもした。そこよ りカバー率が高く、金額 が安くなる又は変わらな いでできるのであれば考 えるとK社に言った。		印刷業者に任せたほうが 安い場合があるため、印 刷業者に任せていた。ど こかはわからない。
6	会派職員に渡したメモ	P社に頼んだ場合の金額は会派職員から聞いており、事前にK社にも電話でよいけるということであったため、そのうことであったた。そのため、当日(令和3年11月2日)、K社に支払う段階で金額をメモした。 K社に私が払ったということを、会派職員に渡いたとはないと思う。	<・K社の。 ・ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	
7	現金約 203 万円を渡した場所	約203万円を渡したときか返金されたときか曖昧だが、市役所前か帰り道のどこかのポイントだと記憶している。	23111-12 1111	JR立花駅の高架(道意線)を下りたあたり(南側)で車で待っていたところ光本圭佑氏が車まで持ってきた。

No.	項目	光本圭佑氏の証言	会派職員の回答又は会 派所属議員の証言等	K社代表者の回答
	現金 203 万円の	K社からは、こっちにも		家の金庫で保管してい
	保管	段取りがあるので急には		た。印刷もしていないの
8		無理だ、お願いしている		で、銀行には入れていな
0		工場もある、というニュ		<u> </u>
		アンスのことを度々言わ		
		<u>れた。</u>		
	返金の催促	事務所にアポなしで行っ		おそらく令和3年12月
9		たことがある。		末ごろに1度電話で催促
9		電話で何度か返金をお願		<u>があったと思う。</u>
		<u>いした。</u>		
	返金の期限	こちらは、最悪令和4年		キャンセルの際、光本圭
		3月 31 日までに返って		佑氏からは、できるだけ
		こないとまずいというこ		早く返金してほしいと言
		とは何度か伝えた。それ		われたが、具体的な日に
10		を、K社は3月31日まで		ちを言ってほしいと言う
10		に返せばいいのだろうと		と、年度末の3月31日と
		捉えたのかもしれないと		言われたため、3月31日
		思うが、こちらから3月		に返金した。
		31日でいいと言ったつも		
		りはない。		
	返金の時間	時間までは覚えていない	会派職員の出勤時間は	令和4年3月31日の朝
		が、そのまま会派職員に	9時半ごろ	7時か8時ごろ
		渡したため、タイムラグ		
11		はないはずである。		
		光本圭佑氏の登庁時間は		
		10 時 10 分ごろ		
	返金の際の現金	車の中で返金されたと思		自分が抜いたと思われる
12	チェック	うが、その場で確認はし		のが嫌なので、 <u>その場で</u>
		ていない。		確認してもらった。

イ まとめ

本事件に関しては光本圭佑氏等による証言や関係者からの回答をもってしても不審な点が何点かある。

まず1点目は、6年前にK社に会派広報紙の印刷(政務活動費は充当していない。)を発注しながら K社の営業実態等に対する不信感からキャンセルしたため、K社とトラブルになり、当時の会派所属 議員から二度と使うなと強く言われたにもかかわらず、光本圭佑氏が再度発注をかけたと証言している点である。

2点目は、K社の説明では令和3年10月25日付けの見積書を光本圭佑氏に渡した、また光本圭佑氏も以前の説明ではK社に見積書の作成を依頼し入手したと言っておきながら(令和6年11月13日

の本委員会における証人尋問では見積書の存在について記憶がないと証言している。)、同年11月1日 及び11月8日の会派会議で一切報告をしていない点である。

3点目は、光本圭佑氏は令和3年11月2日にK社に印刷及びポスティング代を前払いしたと証言しているにもかかわらず、11月8日の会派会議でK社と契約を締結し既に代金を支払い済みの報告をするどころか、印刷を1回にまとめるにはどうしたらいいかということを相談してみるという発言をしている点である。

4点目は、令和3年11月2日に会派職員に印刷及びポスティング代の出金をさせる際に、K社の名前の記載はなく、B社(以前から委託しているポスティング会社)及びP社(大手通販印刷会社)の名前とそれぞれの金額が記載されたメモを会派職員に渡している点である(仮に光本圭佑氏が令和3年10月25日付けの見積書をK社から徴していたのであればメモでなく見積書を会派職員に渡していたはずである。また、光本圭佑氏はK社からオーケーをもらったので、その金額を降ろしてほしいということを会派職員に伝えたと証言しているが、会派職員は知らないと回答している。なお、会派職員は会派報の最終入稿予定日であった11月8日の会派会議においても業者が決まっていないことを知り、交渉が難航しているとの思い、また、11月9日にはデザイナーから最終段階のデータも届いたので印刷先が決まっていないのは困るとの思いから、印刷先を探して状況を解決しようと動いており、K社への支払ということを伝えているのであれば、会派職員が印刷先を探すという行動に出ることは考えにくい。)。

一方、光本圭佑氏の証言とK社の回答を比較すると見積依頼から返金までの大筋の流れは合致しているが、細かい部分では齟齬がある。例えば、K社は見積書を手渡したと回答しているが、光本圭佑氏は見積書の記憶がない(令和5年1月16日の政務活動費の制度検証等特別委員会では見積書、請求書、領収書はもらい、返金してもらった時にそれらは返却したと発言している。)と証言していること。返金の催促と期限について、光本圭佑氏は何度か電話で催促した、期限について令和4年3月31日まででよいとは言っていないと証言しているが、K社は催促は1回だけであった、光本圭佑氏から返金は令和4年3月31日まででよいと言われたと回答していること。また、令和4年3月31日にK社から返金を受けた際に、K社はその場で現金を確認してもらったと回答しているが、光本圭佑氏は確認できる雰囲気ではなかったためその場で確認していないと証言していることなどが挙げられる。

更に、光本圭佑氏がK社に会派広報紙の印刷及びポスティングの発注を行い、金銭のやり取りをしたことを証する直接的な証拠は示されていない。

これらを総合的に判断すると、光本圭佑氏がK社に会派広報紙の印刷及びポスティングの発注を行い、K社との間で現金の授受が行われていたとされることは疑わしく、光本圭佑氏がK社に支払ったとされる203万8,265円を一時的に流用していた可能性も否定できないと言わざるを得ない。

(2) 会派内個人使用分の政務活動費の出金(250万円)について

ア 証言及び聴取の概要

光本圭佑氏をはじめ、本事件の発生当時に同氏と同じ会派「日本維新の会」に所属していた池田りな氏、辻信行氏、寺井大地氏、長崎くみ氏、西田兼治氏、西藤彰子氏、別府建一氏、松岡洋司氏及び安浪順一氏の9人にも出頭を請求し証人尋問を行うとともに、委員派遣により会派職員にも事情聴取を行った。

証人尋問等で得た主な証言等の概要は次のとおりである。なお、尋問事項と証言の全文については、第2章に掲載している。

(ア) 池田りな氏、辻信行氏、寺井大地氏、長崎くみ氏、西田兼治氏、西藤彰子氏、別府建一氏及 び松岡洋司氏から得た証言の概要

光本圭佑氏が令和4年4月20日に250万円を引き出して、別口座で管理したことについて全く知らなかった。光本圭佑氏が証言しているような会派が割れる可能性はなく、政務活動費の一部を別口座で管理しないといけないような危機的な状況でもなかった。

(イ) 安浪順一氏から得た証言の概要

- ・ 光本圭佑氏が令和4年4月20日に250万円を引き出して、別口座で管理したことについて全く知らなかったが、当時1期目議員との確執があったので、実際に引き出される前に光本圭佑氏との雑談の中で「ひょっとしたら我々は会派を追われるかもしれない。その時追い出されるのは我々やから、政務活動費を確保したい。だから別で通帳に入れたい」とか、「入れようと思ってる。」と言うので、「そんなことできるわけないやろ」とか、「そないしたら面白いよな」と、その程度の雑談をした記憶はある。
- ・ 令和3年6月の当選間もない頃、まだ会派結成届も出していないときに、初当選議員と 信行氏が別会派をつくろうという動きがあったが、維新で当選しているのに、維新をやめないと別会派はつくれないことを説明し、それで終わったと記憶している。令和4年4月当時、 光本圭佑氏が証言しているような、市長選挙の関係で会派を割ってどうのこうのという話しは一切なく、政務活動費の一部を別口座で管理しないといけないような危機的な状況でもなかった。
- ・ 令和4年6月6日、辻信行氏、別府建一氏及び松岡洋司氏と光本圭佑氏が250万円をどこかの口座に移した移していない、どこに行ったか分からないということでもめているところに呼ばれた。その場で光本圭佑氏に確認すると250万円はあるということだったので、それだったらすぐに返せと返金を促した。すると光本圭佑氏は議会事務局ともめていて、事務局が謝罪したら返そうと思っているとの返答だったので、それなら返してから文句を言えばいいと言った。しかし、かたくなに聞き入れなかったため、早くこの場をまとめたく、会派のもめごとという感じで自分が勝手に立替えて戻した。その後、その日のうちに、光本圭佑氏から何時になってもいいので会いたいと電話があり、私の所用が終わった後光本圭佑氏に電話し、午後11時頃阪急武庫之荘駅のケンタッキー前で会って、250万円を返してもらった。

(ウ) 光本圭佑氏から得た証言の概要

(ほとんどの質問に対し)この件に関しては刑事手続と民事手続に影響が出ることも考えられるため、回答並びに資料の提出も含めて控える。刑事告発をされ、今は舞台が行政から司法の場に移っているので、司法の場でしっかりと対応していきたいと思う。私も素人なので司法の場でどういう広がりをみせるのか分からないし、刑事訴追のおそれがあるのかどうかもわか

らないが、代理人がアドバイスをしており、矛盾なく裁判を進めていくためにも、回答は控える。

【証言を得られた内容】

(令和6年11月13日)

- ・ 兵庫維新の会が会派を割りに来る、会派所属議員の処分を求めに来るという情報が当日(令和4年4月20日)に入ってきた。会派控室にはほぼ私と会派職員だけだったと思うが、時間的余裕もなく、相談する間もなかったので、会派職員に25万円の10人分が分かるように引き出して来て欲しいという依頼をした。会派を守って割られないようにということで頭がいっぱいで、私的流用という発想もないし、していない。
- ・ 令和4年6月2日に開設した「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座(以下、「屋号付き個人口座」という。)から同年6月6日に親族と思われる方に20万円、「光本圭佑」名義の口座(以下、「個人口座」という。)に30万円、H社(収納代行・決済代行会社と思われる会社)に200万円を振り込んだ件は、屋号付き個人口座から出金をしないといけない必要があったが、ATMから引き出せる限度額が1日50万円だったと思うので、当時はもう報道も過熱して、なかなか外にも出られなかったので、親族にそのお金を渡す分、現金で親族からもらう、銀行に行く手間を省くということで出金したというだけのことである。200万円を振り込んだ日社は、その日社に口座を持っている親族の口座に振り込んだということである。親族がそこを指定した。
- ・ 私の経営する会社と私の破産手続に関する資料の本委員会への開示については、全て民事手 続の中で提出し、実際にそれが今進んでおり、その結果で確認できるものと思っているため、 提出することは考えていない。これに関しても警察で調べられ、起訴されていないということ は問題がなかったと思っている。
- ・ 裁判の中で説明が果たされていくものだと思うが、結果が出たら出たで、どういう形かわからないが説明はする。

(令和7年2月19日)

- ・ 令和4年6月3日に個人口座に振り込まれた250万円は政務活動費ではなく、知人であるO 社の代表取締役との個人的なやり取りのお金である。O社代表取締役から何も言わないでくれ と言われている。
- ・ 前回の証人尋問で、「当時はもう報道も過熱して、なかなか外にも出られなかった。」と証言 しているが、一連の事象についてネットニュースに流れたのが令和4年6月10日、新聞に掲 載されたのが6月11日で、6月6日時点では世間に知られておらず、つじつまが合っていな いという尋問に対しては、前回、世間ではということではなく、以前から会派内や党でもいろ いろとやりとりがあったので、余裕がなかったということである。
- ・ 安浪順一氏への 250 万円の返金は、恐らく武庫之荘駅南側辺りであったと思う。
- ・ 令和4年6月14日の会派代表者会において見せた画面については、屋号付き個人口座のW EB画面を正副議長は時間の許す限り見ていたと記憶している。私が(画面を)切ったわけで はなく、皆さんに回している間に切れたと記憶している。
- ・ 前回の証人尋問で「200万円を振り込んだH社は、そこに口座を持っている親族の口座である。」と証言した親族と、20万円を振り込んだ親族が同一人物かどうか記憶は曖昧である。

【証言を拒否した項目】

(令和6年11月13日)

- ・ 光本圭佑氏から令和4年5月に議会事務局に提出されたWEB通帳の写し、及び同年6月に 日本維新の会に提出されたWEB通帳の写し(2種類)は本物か。
- ・ 令和4年4月20日に会派職員に会派の政務活動費の口座から250万円を現金で出金させ受領し、そのお金を別の口座に入金したのか。
- ・ 光本圭佑氏はこれまで令和4年4月1日に屋号付き個人口座の通帳をつくり、同年4月20日 に250万円を入金したと説明しているが、同じ名義、同じ口座の同年4月1日から同年6月14日までの入出金記録を銀行に請求したところ、口座開設日は同年6月2日、250万円の入金は同年6月3日であることが判明した。このことについてどう説明するのか。
- ・ これまでに提出されたWEB通帳の写しはすべてうそで偽造だったということになるがどう 説明するのか。
- ・ 光本圭佑氏が令和4年5月に議会事務局に提出したWEB通帳の写しについて、光本圭佑氏は同年6月14日の会派代表者会でバグったと言っているが、そもそも同年5月時点で口座がなかったことについてどう説明するのか。
- ・ 令和4年6月 14 日の会派代表者会で光本圭佑氏は屋号付き個人口座の入出金状況をパソコンの画面で見せようとしていたが、パスワードのエラーで見ることができなかった。何を見せようとしていたのか。
- ・ 令和4年6月3日に入金した250万円は同年4月20日に受け取った政務活動費だったのか。
- ・ 令和4年4月20日には250万円を入金したとされる屋号付き個人口座はなかったが、そのお金はどのように保管、管理していたのか。
- ・ 令和4年6月3日に250万円を25万円ずつ10回に分けて入金しているが、なぜそのように 煩わしいことをしたのか。
- ・ 令和4年6月6日に200万円を振り込んだH社の所在地、業種及び振込みの目的を開示する ことは可能か。
- ・ 令和4年6月6日に屋号付き個人口座から出金した250万円は公金という認識か。
- ・ 安浪順一氏に返金した250万円をどのように工面したのか。
- ・ 安浪順一氏に 250 万円を返金した際にその場で同氏が現金を数えたのか。また、現金は封筒 に入っていたのか。

(令和7年2月19日)

- ・ 令和4年6月3日に個人口座から、屋号付き個人口座に250万円を振り込んだ目的は何か。
- ・ 個人口座から屋号付き個人口座に振り込む際、わざわざ 25 万円ずつ 10 回に分けて振り込んでいるが、なぜこのようなことをしたのか。また、振込人をわざわざ「カード(支店番号)」に書き換えているが、なぜこのようなことをしたのか。
- ・ 今回の調査により、光本圭佑氏が令和4年5月に議会事務局に提出したもの、令和4年6月 に会派に提出した入出金明細はいずれも偽造であったことがはっきりしたが、それは認めるか。
- ・ 光本圭佑氏がこれまで説明してきた屋号付き個人口座に政務活動費は入金されていなかったが、令和4年4月20日に会派の口座から下ろして受け取った政務活動費250万円はどうしたのか。
- ・ 安浪順一氏に返金した 250 万円はどのように工面したのか。
- ・ 令和4年6月3日に個人口座から屋号付き個人口座に250万円を振り込み、同年6月6日に30万円を屋号付き個人口座から個人口座に戻しているが、なぜこのようなことをしたのか。

(エ) 委員派遣により得た会派職員からの聴取の概要

No.	質 問 項 目	回答
1	25 万円を 10 回に分けて出金しているのは光本圭佑氏の指示か。自分の考えでしたのか。	指示はなく、自分の判断。25万円を10 名分と言われたので、通帳に分けて記録 したほうが今後もわかりやすいと思っ た。
2	光本圭佑氏が10回に分けて引き出した250万円を 避難させたとする先の個人口座(WEB通帳)の存 在を知っていたか。	知らなかった。
3	光本圭佑氏に対し 250 万円の出金理由を確認したのか。また、管理方法について尋ねたことはあったか。	出金理由については別で管理することになったというふうに聞いた。管理方法の説明はその時はなかった。その時点では追って説明いただけるというふうに聞いていた。説明を待つしかないと思っていたが、令和3年度の収支報告を4月末に事務局に提出するので、事務局に説明できた方がいいだろうと思い、幹事長に確認した記憶がある。ゴールデンウイーク明けに、幹事長が直接詳細を事務局に説明するとの回答であった。
4	返金は令和4年6月6日で、250万円は安浪議員から現金で受け取ったことに間違いはないか。	間違いない。封筒に入っていた。

(オ) 証人尋問や聴取等により得た内容の対比

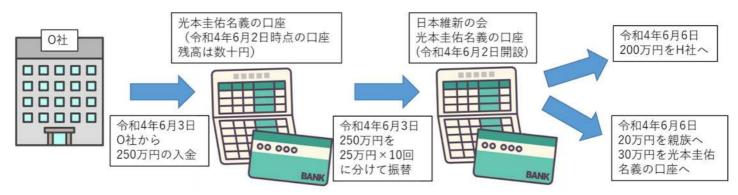
No.	項目	光本圭佑氏の証言	会派議員の証言又は 会派職員の回答	記録(資料)の 記載内容等
	250 万円を別の口	※証言拒否		屋号付き個人口座の開設
	座に移した時期	<令和4年6月14日の		は令和4年6月2日。今
		会派代表者会等>		和4年6月3日に個人口
		屋号付き個人口座の通		座から屋号付き個人口座
1		帳を令和4年4月1日		<u>に 250 万円が振り込まれ</u>
		<u>につくり、250万円を同</u>		<u>ていた。</u> 個人口座の 250
		年4月 20 日に入金し		万円の原資は令和4年6
		<u>た。</u>		月3日にO社から入金さ
				れたものであった。
	250 万円を別管理	会派のごたごたで会派	〈会派所属議員(全員)〉	
	にした原因	が割れるというのが予	別管理にする必要性	
2		想されるような出来事	はなかった。	
2		があったため、守ろう		
		という意識からそのよ		
		うにした。		

No.	項目	光本圭佑氏の証言	会派議員の証言又は 会派職員の回答	記録(資料)の 記載内容等
	250 万円の引き出	毎月1回議会事務局が	〈会派職員〉	
	し方	通帳を確認することを	10 人分とわかるよう	
		聞いていたため、その	な引き出し方をして	
		時に自分がちゃんと説	くださいという指示	
3		明できるよう、 <u>25 万円</u>	<u>はなかった</u> が、25 万円	
		の 10 人分だとわかるよ	を 10 人分と言われた	
		うに引き出してもらっ	ので、分けて記帳した	
		<u>た。</u>	ほうが今後もわかり	
			やすいと思い、自分の	
			<u>判断で行った。</u>	
	令和4年6月6日	(令和6年11月13日)		最初に報道がなされたの
	にH社に 200 万円、	当時は報道が過熱して		は、令和4年6月11日
	親族と思われる人			
	に20万円、自分自	<u>ず、</u> 自分が銀行に行く		
	身に 30 万円を送金	手間を省くため、出金		
	した理由 	をした。		
		(令和7年2月19日)		
4		(最初の報道は令和4		
4		年6月11日であり、令		
		和6年11月13日の証		
		言に矛盾があることを 質問した後)		
		会派内、党内の中での		
		<u>やり取りを含めごたご</u>		
		たがあったので、銀行		
		に行く余裕がなかっ		
		た。		
	令和4年6月3日	O社代表取締役とは知		金融機関に請求し、提出
	に〇社から個人口	人で個人的なやり取り		を受けた個人口座の入出
	座に振り込まれた	のお金である。〇社代		金記録によると、令和4
5	250 万円は何のお	表取締役から何も言わ		年6月3日にO社名義で
	金か	ないでくれと言われ		250 万円が振り込まれて
		た。		いた。
	令和4年6月3日	※証言拒否		金融機関に請求し、提出
	に個人口座から屋			を受けた個人口座及び屋
	号付き口座に 250			号付き個人口座の入出金
	万円を振り込んだ			記録によると、令和4年
6	目的			6月3日に個人口座から
				屋号付き個人口座に 25
				万円を 10 回に分けて振
				り込んでいた。

No.	項目	光本圭佑氏の証言	会派議員の証言又は 会派職員の回答	記録(資料)の 記載内容等
7	個人口座から屋号 付き個人、から個人の り込む際、から10回んの 分けて振っなぜこの からなことをしたが、なぜしたのか。また、振込ード (支店番号)」に書 き換えた理由	※証言拒否		No 6 と同じ 振込の際、振り込みの名 義を「カード(●●●)」 にわざわざ書き換えてい た。 ※(●●●)の部分は支 店番号が記載されてい た。
8	本委員会の調査に よって、光本圭佑氏 が令和4年5月に 議会事務局に提出 したもの及派に提出 した自に会議会を したが、とれば認め ることが、それは認め るか。	※証言拒否		参考資料(4) P 172 を参照
9	安浪順一氏に 250 万円を返金した場 所	恐らく阪急武庫之荘駅の南側周辺	〈安浪順一氏〉 阪急武庫之荘駅のケ ンタッキー前	
10	200 万円を振り込 んだ親族と 20 万円 を振り込んだ親族 は同一人物か。	20 万円を振り込んだ親 族の記憶が曖昧であ る。		金融機関に請求し、提出 を受けた屋号付き個人口 座の入出金記録による と、令和4年6月3日に 200万円をH社に、20万 円を親族と思われる者 に、30万円を個人口座に 振り込んでいた。

No.	項目	光本圭佑氏の証言	会派議員の証言又は 会派職員の回答	記録(資料)の 記載内容等
11	令和4年6月3日	※証言拒否		No10 と同じ
	に個人口座から屋			
	号付き個人口座に			
	250 万円を振り込			
	み、同年6月6日に			
	30 万円を屋号付き			
	個人口座から個人			
	口座に戻した理由			

〈参考1〉 日本維新の会光本圭佑名義の口座(屋号付き個人口座)における資金の流れ



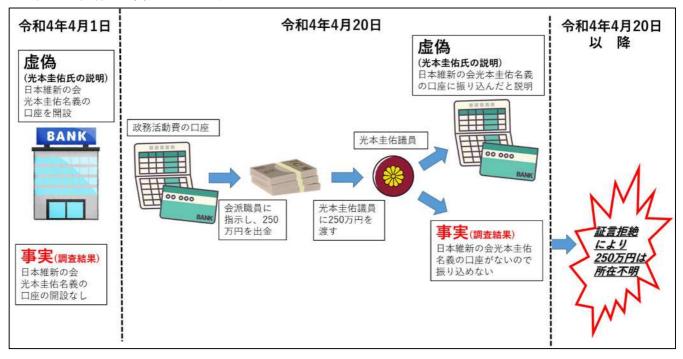
➤ O社代表取締役に調査への協力を打診したが、協力は得られなかった。

イ まとめ

これまで光本圭佑氏が議会事務局・日本維新の会に提出してきた政務活動費 250 万円を移したとさ れる屋号付き個人口座の入出金記録や、令和4年6月14日の会派代表者会での説明によると、令和4 年4月1日にM銀行M支店に屋号付き個人口座を開設し、会派が割れるかもしれないとの光本圭佑氏 による認識のもと、同年4月20日に会派職員に別で管理することになったと説明し、25万円×10人 分=250万円を出金させ、同日にその口座に入金したとのことであった。しかしながら、屋号付き個人 口座の入出金記録をM銀行M支店に請求したところ、当該口座は令和4年6月2日に開設されており、 同年6月3日に25万円が10回に分けて振り込まれていることが確認できたことから、議会事務局や 日本維新の会に提出してきた入出金記録は偽造であることが判明した。同年5月に議会事務局に入出 金記録を提出した時点で、既に巧妙に入出金記録を偽造し、その時から欺こうとしていたことが伺え る。また、本委員会において令和4年4月20日から同年6月3日までの政務活動費250万円の所在を 明らかにするため「光本圭佑」名義の別の口座についても複数の金融機関に請求し、提出のあった光本 圭佑名義の口座(個人口座)の入出金記録を見ると同年6月3日にO社から個人口座に 250 万円が振 り込まれ、同日に個人口座から屋号付き個人口座に 25 万円を 10 回に分けて振り込まれていることが 確認できた。これらの入出金記録から、当該250万円は政務活動費ではなく、これまで光本圭佑氏は 虚偽の説明をし続けていたことも判明した。とりわけ同年6月14日の会派代表者会において、光本圭 佑氏は同年5月に議会事務局職員にパソコンのWEB通帳の画面を見せたと主張し、またパソコンの WEB通帳の画面を最初は見ることが出来ていたが、その後画面が切れ、再ログインを試みたものの、 パスワードエラーによりログインすることができない事象が起こった。しかし、これらの言動はそれ までの虚偽説明を隠すものであり、はなはだ悪質と言わざるを得ない。こうした口座の入出金記録や 光本圭佑氏の言動からは、政務活動費250万円の所在が明らかになるどころか、250万円の所在は不明

となった。光本圭佑氏は横領や私的流用はない、起訴されていないということは違法性がないと判断されたと主張するが、起訴されていないのは、疑わしい点が全くないため起訴されていないというわけではなく、刑事罰を科す何らかの構成要件が不足しているに過ぎないと推測する。加えて、光本圭佑氏は今まで提出してきた入出金記録の真偽については刑事訴追のおそれがあるとして証言を拒否していることからも、何らかの不正行為があることも否定できない。

〈参考2〉 政務活動費250万円の流れ



6 総括

<u>光本圭佑氏の証言には不審な点や証言拒否が多く、他の証人の証言、提出された記録(資料)、関係者</u>の回答をもってしても、不可解な入出金の全容解明には至らなかった。

本委員会で新たに明らかになったことは、これまで光本圭佑氏が開示を拒否してきた屋号付き個人口座の入出金記録をM銀行に請求し提出を受けたことにより、光本圭佑氏がこれまで説明してきた令和4年4月1日に屋号付き個人口座を開設し、政務活動費 250 万円を令和4年4月 20 日に当該口座に入金したということは虚偽であったということである。光本圭佑氏が虚偽の説明をし続けなければならなかったことについても理由は不明であるが、政務活動費 250 万円の所在は不明のままであり、疑惑は増すばかりである。

光本圭佑氏は折に触れて裁判で説明責任を果たすというが、そもそも起訴されていないと推測される事件(事件2については起訴されていないと光本圭佑氏が証言している。)については裁判で説明責任を果たすことはできない。本委員会は説明責任を果たす場の一つであるにもかかわらず、訴追の恐れがあると証言を拒否している。ということは、自ら説明責任を果たす意思が全くないということにほかならず、また、事件1については、様々な証言をしているものの、K社とのやり取りがあったことを証する書類が提出されておらず、証言の不一致などを考慮すると、両件ともに起訴には至っていないが何らかの不正があると疑わざるを得ない。

さらに、矛盾なく裁判を進めていくためにも回答は控えるとしている。「矛盾なく裁判を進めていくため」とはどういう意味か。事実が一つである限り、本委員会においても裁判においても、証言に矛盾は生じないはずである。本委員会に至るまでにも、事実関係の説明が翻るなど言動に一貫性を欠く場面があったことを考えると、これまで事実を述べることなく、その場その場で場当たり的な説明をしてきたがゆえに、つじつまが合わなくなってきた結果、本委員会においても、特に事件2については証言拒否が多くなり、「矛盾なく裁判を進めるため」という言葉になったと推測する。

これまでも光本圭佑氏の一連の行動、証言から推測すると、最終的に政務活動費が口座に戻っていれば、その間のプロセスはどうであれ問題はないという思考であることがうかがえる。また、自らの支出決定者としての行動はこれまで日本維新の会では普通になされてきたこと、また、事件1と同様のことが以前にもあったが、議会事務局も議長も問題にすらしなかったなどと自らの行動を正当化し、責任転嫁をする場面もあった。

<u>このような光本圭佑氏の対応・態度は誠に不誠実であり、高い倫理観が求められる議員としては資質を欠くものである。</u>市民に対して政治不信を招いたと謝罪するだけではなく、**政治不信を招くに至った** 経緯経過を信用たるに十分な客観的な証拠とともに、早急に事実を自らが説明することを強く求める。

一方で、日本維新の会の内部統制の面では、経理責任者について当時、議会事務局に提出された書類上では経理責任者とされていた西田兼治氏は「(政務活動費上の)経理責任者にはなっていない」と証言し、他の会派所属議員においても当時誰が経理責任者であったのか認識があいまいである議員も複数存在している。当時の日本維新の会においては、経理責任者を通すことなく、会派職員との間だけで出金を行うことが可能であったとの証言もあり、経理責任者の存在は形骸化し、全く機能していなかったことがうかがえる。 このような事態を未然に防ぐことができず、早期に発見できなかった会派の責任は重い。政務活動費の制度検証等特別委員会での検討結果を踏まえ、二度と不正が起こらぬよう引き続き着実に制度を運用することをあらためて強く求める。

<u>今回の事件は当時の日本維新の会の経理事務のずさんさも一因ではあるが、第一義的にはその間隙を</u>ついた光本圭佑氏に責任がある。

<u>光本圭佑氏においては、自ら説明責任を果たそうとしないどころか、政務活動費を入金したとされていた入出金記録を再三にわたり偽造し、議会事務局・日本維新の会に提出したことや議会をはじめとする様々な場面で虚偽の説明を繰り返してきたことの重大さ及び市民からの負託を踏みにじっていること</u>

を自覚し、自ら辞職の判断を下すべきである。